

委任状 (旧氏記載等請求に関するもの)

令和 年 月 日 (作成日)

塩尻市長あて

- ・ 個人情報を守るため、委任行為の確認と窓口での本人確認を厳格にさせていただきます。
- ・ 委任状は委任者本人がすべて記入してください。代理人が記入する箇所はございません。

住民票と同じ

委任者 (本人)	住所			
	氏名	印 シャチ ハタ 不可	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生
	電話番号	(昼間連絡のつくところ)		
代理人	住所			
	氏名		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 生

私(委任者)は、上記の者を代理人と定め、住民票への旧氏の記載等の申請について以下の通り権限を委任します。

1 請求内容 (該当する項目にチェックをしてください)
<input type="checkbox"/> 旧氏の記載 <input type="checkbox"/> 旧氏の削除 <input type="checkbox"/> 旧氏の変更
2 旧氏の記載/削除の場合 記載/削除する旧氏 _____
3 旧氏を変更する場合 変更前の旧氏 _____ 変更後の旧氏 _____

添付書類 ・ 旧氏記載、変更を希望する場合
該当の旧氏の記載がある戸籍から現在の戸籍につながるまでの関係するすべての戸籍謄抄本等

- 注意事項**
- 1 内容が白紙の状態のものは委任状として効力を有しません。窓口で代理人が記入することは認められませんので、全て委任者了承のもと、あらかじめ委任状を作成の上申請してください。
 - 2 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。

委任状 (住民票に関するもの)

令和 年 月 日 (作成日)

塩尻市長あて

- ・ 個人情報を守るため、委任行為の確認と窓口での本人確認を厳格にさせていただきます。
- ・ 委任状は委任者本人がすべて記入してください。代理人が記入する箇所はございません。

旧氏請求と同じ

委任者 (本人)	住所			
	氏名	シャチ ハタ 不可 ◎	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生
	電話番号	(昼間連絡のつくところ)		
代理人	住所			
	氏名		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生

私(委任者)は、上記の者を代理人と定め、次の内容の住民票・記載事項証明について、交付申請及び受領の権限を委任します。

① 対象者	「 」さんの 住民票・記載事項証明 について (除票を含む) ※ 必ず記入してください。(委任行為・内容について、委任者に確認をする場合があります)				
② 記載する範囲	<input type="checkbox"/> 世帯全員分 <input type="checkbox"/> ①の対象者の方のみ ※ 選択がない場合は上記①の対象者のみとなります。				
③ 必要部数	() 通 ※ 記入がない場合は1通のみとなります。				
④ 記載する内容	記載内容について、のせる・のせないを選んで☑をつけて下さい。 ※記載がないときは、全て省略になります(代理人記入不可)				
日本人の方	世帯主・続柄	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない	外国人の方	世帯主・続柄	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
	本籍・筆頭者	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない		国籍・地域	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
				在留区分	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
				在留資格・期間等	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
				在留カード等の番号	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
	マイナンバー	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない		使用目的又は提出先 ()	
	住民票コード	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない			
※マイナンバーを記載する場合は、委任者本人の住所あてに郵送します。					
⑤ その他 (使いみち、提出先、記載を希望する事項等)					
◎ 「 」さんの住民異動 (転入・転出・転居・その他) の届出に関する委任					

- 注意事項**
- 1 内容が白紙の状態のものは委任状として効力を有しません。窓口で代理人が記入することは認められませんので、全て委任者了承のもと、あらかじめ委任状を作成の上申請してください。
 - 2 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条・161条により罰せられます。
 - 3 「塩尻市住民票の写し等の代理人交付に関する要綱」に基づき、交付された証明書の事実及び内容を委任者に通知します。

令和元年5月改正